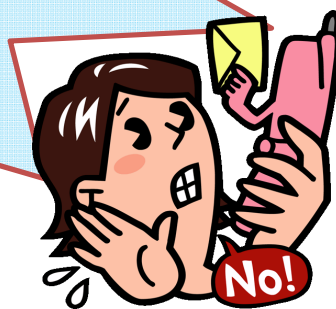


保護者のみなさまへ



インターネットの世界には 危険がいっぱい！！



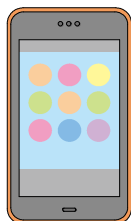
< 放っておくとこんなことになるかもしれません！！ >

SNSで知り合った人に裸の画像を送るよう言われ、送ったところ、段々と要求がエスカレートし、要求を断った途端、画像をばらまくと脅かされた

無料通話アプリや掲示板内における誹謗中傷

深夜まで使用して朝起きられず、学校に行けなくなった

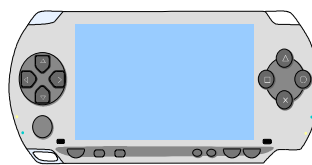
子どもがインターネット接続機器について
どんな使い方をしているか知っていますか？



スマートフォン



パソコン



携帯ゲーム機



携帯音楽プレーヤー

全てインターネットに接続できます。

**「うちの子に限って」と思わず、
親ができることを考えてみませんか？**

鉄則1<フィルタリングを設定しましょう>

保護者の目の届かないところでも子どもを見守れるようにフィルタリングを設定し、安易にフィルタリング設定の解除をしないようにしましょう。

鉄則2<家庭内でルールを作りましょう>

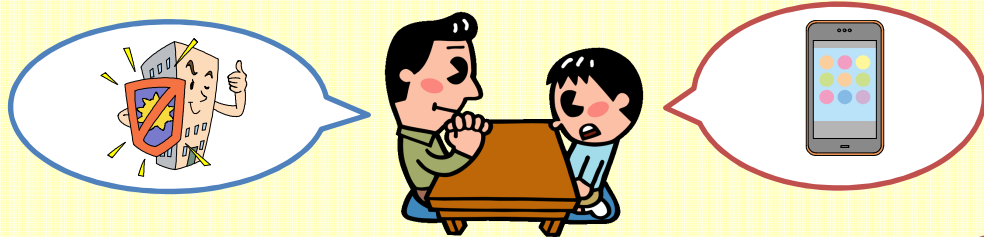
「夜●時以降は使用しない」、「インターネットで知り合った人と会わない、連絡しない」、「個人情報・誹謗中傷は書き込まない」「困ったことがあったら必ず相談する」など、子どもと話し合っ、ルールを作りましょう。

鉄則3<正しい知識を身につけさせましょう>

インターネットを安全に利用するための正しい知識を親子で身につけましょう。

「何のために必要なのか、どのように使うのか」について親子で話し合しましょう。

「フィルタリング」とは「有害サイト」への接続や特定のアプリの起動を子どもの年齢に応じて制限するサービスです。



宮城県では、青少年健全育成条例で保護者の責務と義務を規定しています。

【責務】

保護者は、子どもに対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、利用状況の適切な把握と確保に努めなければならない。

【義務】

保護者は、子どもが使用する携帯電話機についてフィルタリングサービスを利用しない時は、事業者に対し、サービスを利用しない旨記載した書面を提出しなければならない